

はじめに

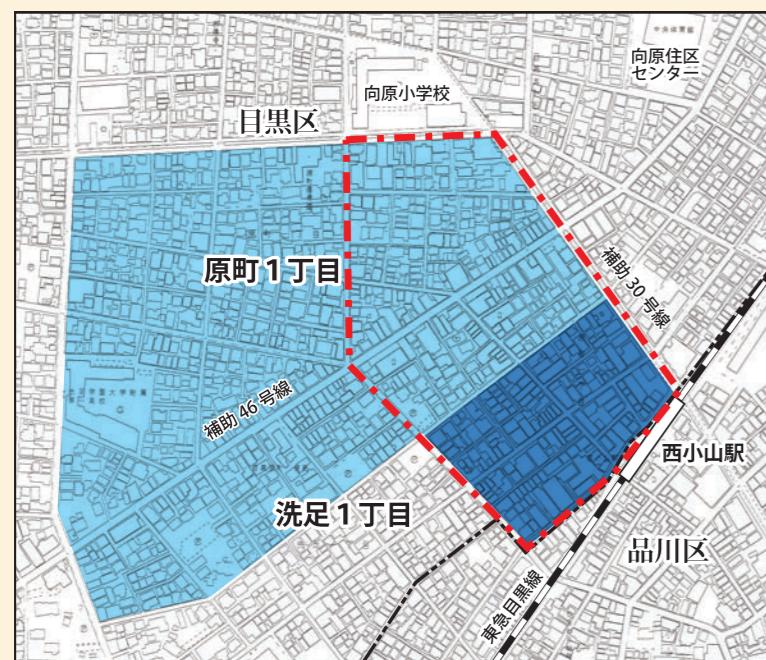
西小山街づくり協議会（以下、協議会とする。）は平成21年5月に発足し、街の将来像や街づくりの目標等について意見交換を行い、「西小山街づくり構想（案）」をとりまとめ、平成24年4月に目黒区に提案しました。これを受け、目黒区では、「西小山街づくり整備構想」「西小山街づくり整備方針」の策定を進め、平成26年3月に「西小山街づくり整備計画」を策定し、区民、事業者、行政それぞれの役割分担のもと街づくりの取組みを進めています。

さらに、協議会では、「整備構想」で示された地区の将来像を実現するためには、“地域の実情に合わせた具体的な街のルール”が必要であると考えました。そこで、地域の皆さんを対象とした全体検討会・街区別検討会を開催して検討・協議を重ね、「西小山地区街づくりルール提案書」として取りまとめ、平成25年5月に目黒区へ提出し、都市計画法に基づく「地区計画」（地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画）の策定を要望しました。区では、この「提案書」を受け、平成27年1月9日に「西小山駅前地区 地区計画」を都市計画決定し、告示しました。

地区計画とは、目標に掲げた地区将来像の実現のために、主に道路などの地区施設の整備や、建築物の用途や形態・意匠などについて規制・誘導していくものです。一方、街づくりとしてのもう一つの側面である、日常生活のマナーや災害に対する備え、商店街のまちづくりなどに関して十分対応できない面があります。そこで、協議会では、「提案書」の提出後も、こうした課題に対応するため、約2年間に渡り継続的に検討・協議を進めて参りました。

このたび、こうした街づくりに関するソフト的な内容について、『西小山地区街づくりルール（ソフト面）』としてとりまとめましたので、皆さんにお知らせいたします。ここに示された具体的なさまざまな事柄を地区の皆さんと共有し、今後の西小山駅周辺地区的街づくりへ活かしていきたいと存じます。

皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



◇「西小山地区街づくりルール（ソフト面）」の対象区域は、「西小山街づくり協議会」の範囲です。町丁別では、原町1丁目1～19番地（約7.4ha）が対象となります。

街づくりのルール

地区全体に関すること

■防災まちづくり

【避難路の確保、避難ルートの確認に努めます】

- 公道には、物を置かないようにしましょう。
私道であっても、避難や緊急車両の通行の妨げとなるような物や車両等などを置かないようにしましょう。
- 広域避難場所（大岡山）への避難ルートを、家族全員で確認するように努めましょう。

【支えあいの心を大切にします】

- 災害時などで援護に必要な方（高齢者や障害者など）を、あらかじめ把握しておくように努めましょう。
- 援護が必要な方（高齢者や障害者など）の避難を近所の人と協力して、支援するように努めましょう。
- 災害時に救助が必要な人に対して、近所の人や消防署などと協力して救助するように努めましょう。
- 災害時に近所の方々の安否確認をするように努めましょう。

【日ごろから防災について心がけます】

- 日ごろから皆でまち歩きなどをして、危険な箇所を共有するように努めましょう。
- 日ごろから火の元に注意し、出火しないように気をつけましょう。
- 地域の防災活動（防災訓練など）に、積極的に参加するように努めましょう。
- 出火の際は、近所の人に声をかけ協力して初期消火に努めましょう。
- 避難する時は、電気のブレーカーを必ず切りましょう。

■地域の環境を維持、向上するルール

【近隣への気づかいを大切にします】

- 生活騒音の発生に注意しましょう。
- エアコン室外機の排熱などをお隣に直接吹き付けないよう配慮しましょう。

【地域活動の活性化に努めます】

- 現在の地域の取組み（清掃活動や美化活動、イベントや行事など）を維持・発展させていきましょう。
- 日常的な地域の活動に積極的に参加するように努めましょう。

■住宅に関わるルール

■地域の潤い

【地域の潤いづくりを大切にします】

- 道路に面する敷地内にプランターを置いたり、出窓に花を飾るなど街に潤いを生み出すように努めましょう。
- スペースがあれば敷地内に中高木を植えるように努めましょう。

■街並み

【調和のある街並み景観づくりに努めます】

- 建物の形態や色彩などの外観を街並みと調和するよう努めましょう。
- 建物の配置や建築設備なども街並み景観に配慮しましょう。